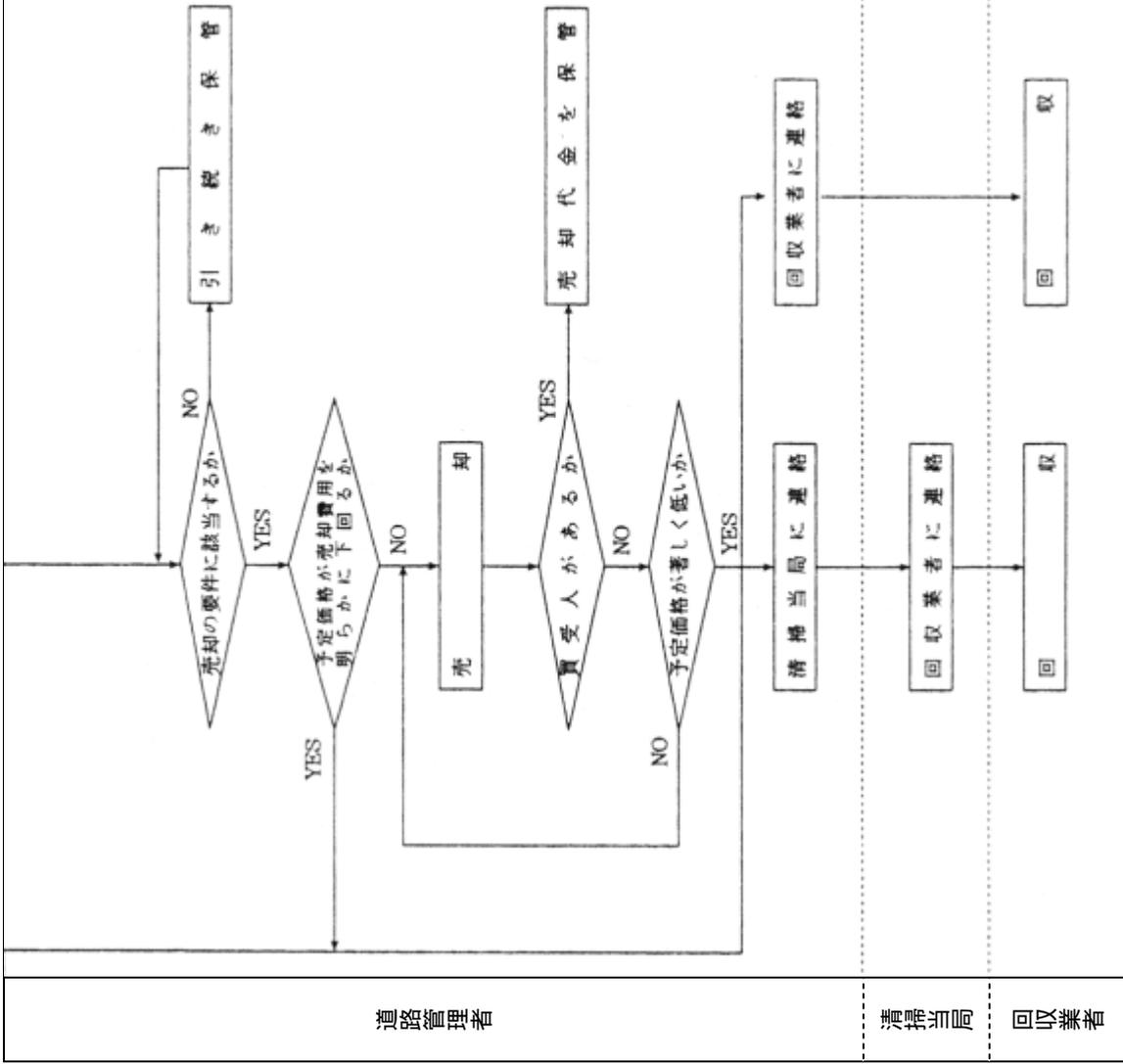


交通上の障害となっている路上放置車両の処理方法フローチャート

処理者	処 理 手 順	留 意 事 項
道 路 管 理 者		<ul style="list-style-type: none"> 安全措置は、道路利用者が当該車両の存在を確実に認知できるように行うこと。
所 轄 警 察 署		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄車両に該当するかどうかの判断は、所轄警察署との協議により行うこと。 警察署において所有者等が判明した車両について、警察において処理しない旨の回答をする場合には、当該所有者等について連絡されたい旨を、併せて依頼すること。
道 路 管 理 者		<ul style="list-style-type: none"> 明らかに所有権を放棄したものと認められるかどうかについては、当該廃棄車両の経済的価値、置かれている状態等を総合的に勘案して判断すること。なお、道路法第44条の2に定める手続きをとらないこととした場合には、事後の紛争に備えるため、当該廃棄車両の写真等を必要に応じて保存しておくこと。 返還の申出があった場合には、道路法施行令第19条の10の定めるところにより返還すること。その際、「道路法の一部改正について」（平成3年11月1日付け建設省道政発第60号道路局路政課長通達）記の第2の7の事項に留意すること。



・ 売却の要件とは、道路法第44条の2第4項に定める要件をいう。なお、同項にいう「保管に不相当な費用を要するとき」とは、当該廃棄車両の除去及びその時点までの保管に要した費用が、当該廃棄車両の価格より大きいことが明らかであることをいう。

・ 予定価格が著しく低いとは、再度の売却に備えて当該廃棄車両の保管を続けることが、占有者等にとって不利である場合をいう。

・ 例えば、路上放棄車処理協力会からの寄付の受入れに支障がある等の理由により、清掃当局において必要な体制をとることができない場合には、道路管理者において回収業者への連絡を行うこと。また、従前より道路管理者において、路上放置車両を回収せしめるための予算措置を講じており、かつ、これを継続することについて特段の支障がない場合には、従前どおりの取扱いをして差し支えない。